

NECTA NEWS

発行日：令和3年8月1日

■編集
一般社団法人 自然環境共生技術協会
広報委員会
〒104-0032
東京都中央区八丁堀 3-23-5
八丁堀スクエアビル 4F
■TEL: 03-6280-3722
■FAX: 03-6280-3723
■E-mail: necta@necta.jp
■URL: https://www.necta.jp

■発行
一般社団法人 自然環境共生技術協会
事務局

contents...

1. <巻頭言>環境省自然環境局国立公園課長 熊倉基之氏
2. <国立公園を巡る最近の動向>国立公園課 中山直樹氏
3. <第4回 CoNECT 開催報告>
4. <技術士受験講習会報告>
5. <自然(景観)再生図鑑(第4回)>
6. <NECTA最近の動き>
7. <協会活動報告>(令和3年4月1日~6月30日)
8. <お知らせ>・特別講演会の開催について
・NECTA 関連環境省人事異動情報
—高橋裕名誉会長を悼む— 小野寺浩氏
(巻末資料)令和3年度事業計画・収支予算

一般社団法人 自然環境共生技術協会
Natural Environment Coexistence Technology Association

・ニュースレター 第69号・

1. 巻頭言

自然公園法の改正による 国立公園行政の新たな展開

環境省自然環境局国立公園課長 熊倉 基之



今国会で約10年ぶりとなる自然公園法の改正がされ、5月6日に公布されました。平成28年より取り組んできた「国立公園満喫プロジェクト」の成果を法制度に位置づけ、すべての国立公園、さらには国定公園へ展開し、自然を満喫できる質の高いツーリズムの実現とブランド化、減少した国内外の利用者の復活、地域の活性化を図っていくこととしています。

これまで国立公園の協働型管理や満喫プロジェクトの推進のため、管理の担い手である地方自治体や旅館、ガイドなど地元の観光関係事業者等が参画する地域協議会が設置されてきましたが、今回の法改正ではじめて協議会を法律に位置づけ、国管理の中でも地域発の積極的・主

体的な取組を推奨していくことを明確化しました。国立・国定公園の自然の価値を活かし、地域活性化に資する滞在型の自然観光を推進するためには、魅力的な自然体験アクティビティの提供や、旅館街や温泉街などにおける上質な街並みづくりが必要です。このため、前述の協議会を策定主体とした自然体験活動促進計画と利用拠点整備改善計画の制度を創設しました。同計画に基づく事業については許認可手続きの簡素化を図るとともに、別途、予算措置をして支援することとしています。また、満喫プロジェクトでは、国立公園の認知度向上と誘客促進のためのプロモーションに力を入れてきましたが、その根拠となる規定も法律に盛り込みました。

今回の改正を機に、以前より課題となっていた、保護及び管理に関する制度の見直しも行っていきます。例えば、利用規制として野生動物に餌を与えること等を追加しました。また、特別地域の行為規制等に違反した場合の罰則を引き上げています。加えて、公園管理の一翼を担う民間団体を「公園管理団体」に指定しやすくするよう規定を見直しました。

新型コロナウイルス感染症の流行以降、国内外の旅行者は大きく減少し、管理の担い手である地元の観光関係事業者の経営が危ぶまれています。環境省では緊急対策として、自然体験ツアー準備や周辺フィールド整備等の支援費を補正予算で計上し、雇用の維持と事業継続を図っています。一方で、巣ごもりが続く中、むしろ自然や健康への関心が高まり、国立公園の価値が改めて見直されています。例えば、テレワークにより働きながら自然の中での休暇も楽しむ「ワーケーション」を国立公園内の旅館、さらにはキャンプ場で受け入れ、コワーキングスペースの整備も始まっています。自然の中で仕事の生産性を高めるといった新しい活用方法であり、法改正を受けた各種計画の中でも位置づける見込みです。

国立公園の保護に万全を期すためには、適切に活用してその自然から得られる恵沢を地域の方々と国民が享受し、価値が認められ、また、管理に協力いただくことが重要と考えています。こうした「保護と利用の好循環」の実現のため、環境省は今後も努力してまいります。

2. 国立公園を巡る最近の動向

熊倉課長の巻頭言にもあるとおり最近の国立公園を巡る動きが活発であり、会員社からのご要望もあり、国立公園課の中山課長補佐に以下のとおり要点を整理・解説していただきました。

環境省自然環境局国立公園課 中山直樹

1. 国立公園満喫プロジェクトと改正法による魅力向上のための仕組み作りの方向性

環境省では、2016年より国立公園の保護と利用の好循環を形成することにより地域活性化を目指す国立公園満喫プロジェクトを推進してきた。これまで、先行的、集中的な取組を行う8公園や外国人利用者数が多い3公園において、関係自治体、関係省庁、民間事業者の参画による地域協議会を設置し、ステップアッププログラムを策定して、多様な主体と連携して誘客の取組を進めてきた。その結果、国立公園の訪日外国人利用者数は2019年に約667万人まで増加し、その後は2020年に全世界に拡大した新型コロナウイルスの影響を受け評価することが難しくなったが、プロジェクト開始以降、各地で進めてきた取組は大きく進展した。プロジェクトの開始前は、環境省が行う公園の利用面での施策は、来訪者が自然探勝するための施設整備を行うことや、美しい風景や動植物を保全し利用の場を提供することなどに限定されていたが、プロジェクトの開始以降は、予算を獲得して、環境省自ら公園の魅力向上と発信を主体的に行うことができるようになり、2019年に国際観光旅客税財源の事業が加わってからは、直轄事業以外に、補助事業により自治体や民間事業者の取組支援が進み、廃屋撤去等の景観改善、入山料等の利用者負担の仕組み作り、体験プログラムの造成などの受入体制整備が進展した。

一方で、プロジェクト開始以降、国立公園の魅力向上が進んできたが、「世界水準」のブランド力・認知度、受入環境までには至っておらず、更なる取組が必要であることや、新型コロナウイルスの影響による国内外の利用者の大幅な減少、アウトドアニーズの高まりやリモートワークなど新たなライフ＆ワークスタイルの転換が見込まれることなどを踏まえ、国立公園満喫プロジェクトを2021年以降も継続するとともに、これまでインバウンド向けが中心であったプロジェクトについて、日本国内の旅行消費額の約8割を占める国内利用を重視し、国内誘客を強化することや、ワーケーションなど国立公園の新しい利用価値を提供すること、8公園等での実績を踏まえて34公園の全体的な底上げや取組の展開を図ること、その他、国定公園への展開、

脱炭素化等の推進によるサステナブルツーリズムの実現などを基本的な方針として位置づけた。8公園ではこの方針を基に2025年までのステップアッププログラムを改訂した。また、観光回復後の誘客準備や地域の事業者の雇用支援等に向けて、令和2年度第1次補正予算・第3次補正予算において、国立・国定公園でのツアー企画やワーケーション受入環境整備への補助（定額支援を含む）やプロモーションを行う事業（各30億円）を開始し、全国で事業を採択した。

インバウンドの回復はまだ不透明であるが、国立公園が将来の観光立国、地方創生の要であることは変わらず、最大の魅力である自然環境の保全を充実させつつ、観光の回復を見据えて受入環境整備等を着実に進めておく必要がある。環境省としては、国立公園満喫プロジェクトの継続実施に加え、本年成立した改正自然公園法を活用して自然体験活動の促進や利用拠点の整備改善に関する計画策定や個別事業を地域とともに進め、国立公園の魅力を楽しむための仕組み作りを進めていく予定である。

2. ゼロカーボンパークの登録推進

政府全体で脱炭素を目指し、SDGsの重要性もますます認識される中、自然環境の保全と調和した形で国立公園のサステナブルツーリズムについても推進する必要がある。これまで、宿舎事業の省エネ改修支援、環境配慮型バスの導入支援、公園内の有料駐車場におけるEV無料化や環境省のビジターセンターにおける環境配慮型でないペットボトルの販売中止等の取組を順次進めてきた。これに加え、本年3月には、小泉大臣より、国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアを登録する「ゼロカーボンパーク」の取組を発表した。対象地域では、国立公園における電気自動車等の活用、利用施設における再生可能エネルギーの活用、地産地消等の取組を進めることで、脱プラスチックも含めたサステナブルな観光地づくりを実現していくことを目指しており、これまでに松本市の乗鞍高原と志摩市が登録されている。

3. 各種協議会や計画の位置付け整理の必要性

これまでの取組を基礎としつつ新たな展開が進展しつつあるところであるが、各公園においては、国立公園満喫プロジェクトの協議会の他、協働型管理運営の協議会等様々な会議体があり、また、公園計画、ステップアッププログラム、管理運営計画等の様々な計画もあることから、法律を改正したこの機会にこれらの位置づけを整理していくことも必要と考えている。

3. 第4回自然環境共生技術研究会 (CoNECT) 報告

第4回となる「自然環境共生技術研究会 (CoNECT)」がオンラインで開催され、多くの参加者を得て、活発な意見交換等が行われた。



オンライン会場に集った参加者

1. 開催概要

- 1) 日時：令和3年6月14日(月)13:10-18:00
15日(火) 9:30-15:40
- 2) 主催：環境省自然環境局
一社)自然環境共生技術協会
- 3) 形式：Web会議システムWebexを用いた
オンライン形式
- 4) 参加者：申し込み総数312名
(環境省207名、NECTA会員企業105名)
- 5) プログラム

<1日目>

司会：阿部広報委員

- ・開会挨拶：鳥居自然環境局長
- ・セッション1：野生生物管理（発表5件）
- ・セッション2：モニタリング・データ共有（発表4件）

- ・特別講演：三橋弘宗氏

<2日目>

司会：阿部広報委員

- ・セッション3：固有種保全・外来種対策（発表4件）
- ・セッション4：計画・維持管理（発表5件）
- ・セッション5：施設整備（発表5件）
- ・表彰式：審査員・植田自然環境計画課長
森本NECTA会長
- ・閉会挨拶：森本NECTA会長

2. 特別講演

「小さな自然再生とオープンなデータと
緩やかな保護区」

講師：三橋弘宗氏

(兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員)



講演する三橋氏

講演の導入部分で、これまでの行政主導の対応だけでは生物多様性条約の愛知目標の達成状況がきわめて低調であることが示され、個々の貢献を阻む要因として、「難しい内容でも、誰もが取り組みやすくなる“適正技術化”の実践学がなかったのではないか？」との問題提起がなされた。その一つの解として、地域主導で取り組む「小さな自然再生」の事例を取り上げ、多くの参画やアイデアによって低コストで効果的な自然再生が実践されていることが紹介された。

小さな自然再生の登場：私たちにできることをつくる！



続いて、生物多様性の保全と再生を戦略的に進めるための鍵として、「私たちができることを体系化」することの重要性が語られ、各ステップでの取り組みのポイントが例示された。

生物多様性の保全と再生を戦略的に進める

適切な視点で、適切な場所を選び、適切に措置し、維持管理する

“私たちができること”を体系化



とくに、生物多様性の評価や政策の基盤はデータであり、これをオープンに登録・検索できる共通API (Application Programming Interface) 導入の必要性が強調された。

情報統合が課題 ～共通ルールと条件が整えば協働はすすむ～



最後に、地域の維持管理の課題に対する方策の一つとして、「緩やかな保護区」の意義が紹介され、今後の展望が示された。



地域の様々な取り組みをDXによって共有化することで、生物多様性情報の社会インフラ化につなげるという、まさに時流を捉えた示唆に富む講演であった。

3. 表彰受賞者

審査の結果、全23件の中から以下の4件がとくに優れた発表として表彰された。

- ・ 自然環境局長賞：阿部慎太郎氏
(奄美群島国立公園管理事務所)
『奄美大島におけるマングース根絶確認と防除完了に向けた取組』
- ・ 自然環境局長奨励賞：馬庭康太氏
(京都御苑管理事務所)
『京都御苑における雨庭整備』
- ・ NECTA協会長賞：依田麻友子氏(西武造園)
『水陸両用藻刈り船を用いた滋賀県琵琶湖の水草・外来種除去および琵琶湖を核とした資源循環について』
- ・ NECT協会長奨励賞：和田夏海氏(アジア航測)
『環境に配慮した再生可能エネルギー導入検討に向けた藻場分布図作成』

各受賞者には賞状が授与され、局長賞と協会長賞には記念のクリスタル盾が併せて贈呈された。この栄誉を目指して、次回も多くの発表応募を期待したい。



受賞者と審査員の記念撮影
(依田氏は所用のため欠席)

4. 講評 ～森本会長より寄稿～

前回に引き続き、今年もオンラインだったが、第4回のCoNECTが開催され、議論が飛び交ったのはうれしい。過去最多の参加者それぞれにとっても、多様な事例を知り、コミュニケーションをとる貴重な機会となったものと思う。

「野生動物管理」では5題中、3つがシカ食害対応で、現状のすさまじさを反映しているようだ。だが最も古くからの現場、大台ヶ原で新たな対応が検討されていることに一筋の光明を見た思いだ。さらに仮説検証型の取り組みの成果を報告して欲しい。今後、自然保護ゾーニングでは、人間の権利制限だけでなく、シカからの保護区設定が全国的に必要なとも思う。

「モニタリング・データ共有」はDXの花形だ。従来情報の精緻化に加え、ブルーカーボンなど新たなデータがどんどん増えて更新され、生物分布情報についても、誰もが登録、利用できる仕組みの展開、生物多様性ビッグデータの共有推進は、EBPMに不可欠だ。

「固有種保全・外来種対策」では、長い取り組みの歴史を踏まえた、マングース対策の報告に感動。一方、課題ごとに全く異なる個々の事例の工夫された取り組みの報告を聞いて、調査研究とともに、現場の創意工夫の重要性を認識した。新たな外来種制御手法開発にあたっては、「副作用」の検討と、アウトカムとして在来植生の回復状況の評価も必要だ。外来水草制御が報告された場所は、かつて水陸移行帯を含むヨシ群落の造成という自然再生事業が行われたところだ。厄介者の資源化という意義あるアイデアの継続した順応的管理の報告をまた聞きたい。

ポスト・ウィズコロナの時代に大きな期待がかかる自然環境共生の「計画・維持管理」。その意味で、明示的に健康インフラとしての計画・管理に関する発表が1件しかなかったのは物足りない。ストックとしての自然環境の維持管理とともに、グリーン・ツーリズムなどフローとしての自然の恵みの最大化への取り組みの報告も聞きたい。

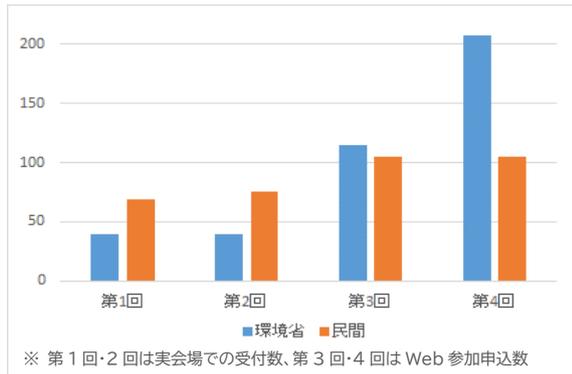
自然環境共生技術としての「施設整備」は、グリーンインフラの重要な要素として今後ますます展開が期待される。御苑の雨庭に温暖化防止・適応のバナキュラーな形の展開の可能性を見た。

自然環境共生技術が展開、成功を収めるには、3つの異なる領域、つまり(1)調査・研究領域、(2)現場での実践的な取り組み、(3)一般への普及・啓発活動、の連携が必須だと思う。CoNECTの今後に期待したい。

(森本幸裕)

5. 成果と今後の展望

コロナ禍の影響で昨年に続いてオンライン形式での開催となった第4回のCoNECTであるが、参加者数は下図に示すとおり大きな伸びを示し、合計で300名を超えた。この伸びは環境省職員の参加申し込み数の増加を反映したもので、昨年のオンライン導入で急増した各地の地方環境事務所等からの参加者の間でCoNECTの認知度が高まり、さらなる参加者を呼ぶ好循環が働いたものと考えられる。最新の技術情報にふれる機会が限られる地方勤務の方に活用いただいている様子が伺える。



参加者数の推移

アンケート調査によれば、研究会全体の感想について、回答者の98%が4段階評価のうち「1.良かった」または「2.少し良かった」との感想を寄せており、おおむね肯定的な評価が得られた。ただし、個別の設問に対する回答やコメントを見ると、オンライン開催に伴う技術的なトラブルに関する指摘は前回より減少した一方で、各セッションの総合討論が個別発表への質問対応に終始しがちな点や一部の発表が企業のカタログ紹介のような内容になっていた点について、改善要望が寄せられていた。単なる事例発表にとどまらず、新たな技術的知見に関する考察も含めて共有できるよう、発表募集や選考に工夫が求められるところである。

今年のCoNECTは2度目のオンライン開催となったが、前回は上回る多くの参加を得て盛況のうちに終わることができた。事前準備と運営に尽力いただいた方々に感謝申し上げる。次回の開催形式は未定であるが、仮にコロナ禍が鎮静化し、対面形式での開催が可能になったとしても、遠隔地からも参加しやすいオンライン形式を何らかの形で取り入れることは必須と思われる。より多くの関係者が参加しやすく、得るものが多い機会とすべく、事務局として検討したい。

なお、今回の発表要旨とプレゼンテーション資料集および三橋氏による特別講演の資料はNECTA会員ホームページに掲載しているので参照されたい。(文責：アジア航測 佐野滝雄)

4. 令和3年 技術士第二次試験 「環境部門：自然環境保全・環境保全計画」 受験講習会の開催報告

事業委員会では、技術士第二次試験（環境部門：自然環境保全・環境保全計画）を受験される方々を対象に毎年講習会を開催しています。本講習会は今年で第17回を迎え、内容の充実したテキスト、経験豊かな講師による解説、昨年度合格者による体験談等、技術士合格に向けた有益な情報提供に努めています。

今年度は、令和3年5月28日にZoomによるリモート講習会として開催し、18名の方が受講されました。なお、講習会の開催に先立ち、事務局からは、前日までに参加者の皆様にZoomの接続確認を行い、スムーズに受講できるよう準備を行いました。

講習会の概要は次の通りです。

(1) 最近の環境行政の動向と自然環境保全施策 (笹岡達男 講師)

環境分野の技術士のバックグラウンドとして必須である環境行政や、自然環境保全施策の経緯、枠組みの理解を目指した講義が行われました。これまでの環境行政の取組から、術士の受験問題として取り上げられそうな話題や、逆に取り上げられないであろう話題について、講師の視点から講義頂きました。

(2) 合格ラインに乗るための論文構成の作り方 (松沢孝晋 講師)

技術士論文の基本ルールの解説に始まり、選択科目Ⅱ-1、選択科目Ⅱ-2、選択科目Ⅲ、必須科目Ⅰのそれぞれについて、求められる着眼点、留意点について講義頂きました。

設問に対する回答論文の構成について、具体的な設問を例示しながら解説されるなど、実践的な講義となりました。

(3) 受験体験談 (森定真健 講師)

環境部門-環境保全計画の合格者を講師に招き、実際に取り組まれた受験対策（勉強方法）や筆記試験の際の回答方法、口頭試験の対策など体験談をお話し頂きました。受講者の皆さんにも共感できる内容や参考になる話がある実体験談でした。

各講義後には質疑応答の時間を設け、受講者からの積極的な質問を受け付けるなど、全体で4時間半に及ぶ講習会は、好評のうちに終了しました。

受験本番まで1ヵ月半のタイミングで開催された本講習会が、受講者の皆さんの無事合格に繋がっていることをお祈りしています。

(事業委員会 本田一彦)

5. 自然(景観)再生図鑑 (第4回)

＜現代版入会地を目指す草原再生＞ (みなかみ町上ノ原)

利根川の最上流部、群馬県みなかみ町藤原にある「上ノ原」草原は市民団体が中心となり二次的自然の再生・維持管理を行っている事例です。

上ノ原周辺にはかつては200haほどの草原が広がり、藤原中区集落の入会地として屋根ふき等に使う茅(ススキ)などの採取で利用されていましたが、生活様式の変化等により、1965年頃を最後に草原維持のための管理活動(野焼き)が行われなくなりました。さらにゴルフ場開発等により約11haの町有地のみとなった上ノ原の草原は、樹木が侵入し荒れた状態になっていました。(写真左上)

2003年に当時の水上町が、都市部を拠点とする市民団体「森林塾青水」と無償借地契約を結んだことが上ノ原の転機となります。森林塾青水がボランティアを確保し、地元が実技指導等を担い、町役場も職員を派遣するという三位一体で、野焼き、茅刈りが復活されました。



野焼き復活前の上ノ原 (2003年)



草原再生後の上ノ原 (2015年)

侵入樹木の除伐や、野焼きを安全に行うための防火帯整備などの管理活動も定期的に行われるようになり、現在では一面の草原が再生されています。(写真左下、右上)

草原再生の結果、現在の上ノ原では、モニタリング調査により隣接樹林とあわせて植物約200種、昆虫類約1,200種が記録されており、絶滅危惧種も多くみられます。文化的な面でも、刈った茅が地元企業に買い取られ、文化財保全等に利用されています(写真右下)。こうした成果もあり、町の昆虫等保護条例、重要里地里山、ふるさと文化財の森の指定を受けています。

草原など二次的自然の保全には継続的な管理活動が必要不可欠です。上ノ原では、茅販売の収益の一部を作業に従事した住民等に還元することで活動継続の一助とされています。現代版の入会地のような形で、茅の利用の他レクリエーション・教育などの様々な関わりを活かして保全活動を継続していく仕組みが模索されています。

(プレック研究所 西村 大志)



空撮図 (2016年)。山際の帯は防火帯



地元の文化財「雲越家住宅」の葺き替え

6. NECTA 最近の動き

○通常理事会の書面決議等

令和2年度第2回理事会を開催し審議を予定していた議案については、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言下にあったことを踏まえまして、昨年度に続き、定款第33条2項に基づく書面決議によることといたしました。その結果、令和3年度事業計画・予算（巻末資料）について、原案どおりご決議をいただきました。なお、一昨年まで、理事会にあわせて開催していました特別講演会については、8月にオンライン形式で開催することとしました。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しながら、NECTAの会務の円滑な執行を図るとともに、会員サービスの向上に取り組んでいきたいと考えております。

○自然環境共生技術をめぐる最近の国内外の動向

自然公園法の一部を改正する法律が、4月23日に成立、5月6日に公布されました。今回改正では、特に利用面の強化のための制度を新設し「保護と利用の好循環」を通じ地域の活性化への貢献をも目指したもので、自然公園における自然ふれあい施策のさらなる展開が期待されます。

また、本年10月、生物多様性条約COP15が中国（昆明）で開催され「愛知目標」に代わる新たな世界目標として「ポスト2020生物多様性枠組」の決定が予定されていますが、それに先立ち、6月11日～13日に英国コーンウォールで開催されたG7サミットの共同宣言では、「2030年までに世界の陸地の少なくとも30%及び世界の海洋の少なくとも30%を保全又は保護するための新たな世界目標を支持すること」、「2030年までに生物多様性の損失を回復に転じさせること」などが合意されました。COP15では、これらを背景に意欲的な新たな世界目標が決定されることが見込まれます。その目標実現のためには、既存の自然環境保全制度の拡充とともに、OECM（other effective area-based conservation measures）の考え方に基づいた、自然再生を含む「area-based（地域をもとにした）」な新たな対策を国内でも積極的に展開することが求められそうです。

このように、国内外で自然環境の保全と持続可能な利用をめぐって新たな、そして大きな展開が見込まれている中で、NECTAでも、自然共生技術を通じて、これらの分野でのさらなる貢献を目指し、その動向を注視して今後の活動に反映していきたいと思っております。

（文責：企画運営委員長 神田修二）

7. 協会活動報告 （令和3年4月1日～6月30日）

【委員会活動】

<企画運営委員会>

第10回 令和3年4月22日

第11回 令和3年5月12日

第12回 令和3年6月8日

<事業委員会>

令和3年5月19日

技術士講習会、特別講演会について

<広報委員会>

令和3年4月15日

NECTA ニュース第68号発行

<研究委員会>活動報告書

【自然再生事業の動向と研究委員会の活動】

平成14年（2002年）12月に自然再生推進法が成立してからまもなく20年が経過します。令和元年（2019年）12月には自然再生基本方針も3回目の見直しが行われ、新たな施策として地域において「持続可能な開発目標（SDGs）」を実現するための新たな施策である「地域循環共生圏」構築を含む取組や企業との連携した取組が追加されました。また、人口減少や災害の頻発に対応して生態系の持つ防災・減災機能に着目するなど社会情勢の変化、気候変動適応法の成立、第五次環境基本計画の策定など自然再生を取り巻く状況の変化に対応したアップデートが図られました。

NECTA研究委員会では、環境省と自然再生事業に関わる意見交換を通じて、情報提供をいただいたので紹介させていただきます。

現在、環境省では、自然再生事業の推進及びさらなる活性化を図るため「普及啓発活動の強化」に力を入れています。まず、自然再生事業のWEBサイトをリニューアルし、デザインの見直しに加え、コンテンツも法定協議会団体26団体に加え、法定協議会以外の活動団体の活動状況も紹介しています。

また、広報啓発パンフレットも更新されています。特に基本方針の見直しのポイントを示した「自然再生推進法のあらまし」や活動団体の取り組み内容を更新した「自然との共生をめざして（新・改定版）」などは、ぜひご覧いただきたい内容です。

さらに、「自然再生全体構想作成の手引き」が公表されました。本手引きは、新たに自然再生の取り組みを始めようとする方々や、すでに自然再生に取り組んでいる方々、とりわけNPO法人・民間団体などの活用を通じて、地域における自然再生活動のさらなる展開の支援を目的に作成されています。手引書の内容も、自然再生全体構想の作成方法を中心に、自然再生協議会のメリットと設立手順等、自然再生推進法に基

づいた自然再生活動に係る情報を取りまとめ、解説や事例紹介、コラム等を通じて提供されています。特にインデックスを工夫しており、自然再生に興味を持ち始めた人から、すでに自然再生協議会を立ち上げ、活動をしている人まで、様々な状況を想定した質問とそれに対応する情報を併記し、逆引きできるように整理されています。

NECTAでは、引き続き、環境省との意見交換会等を開催し、自然再生事業に関わる最新の情報を提供します。また、自然再生事業に関する研究会を再開し、自然再生事業の推進に向けた議論を深めていく予定です。会員企業のみなさまの参加をお待ちしております。

(研究委員会 副委員長 小菅 敏裕)

8. お知らせ

<2021年特別講演会>

日時：8月16日 15:00～16:00

講演者：愛甲哲也 准教授（北海道大学大学院
農学研究院 花卉・緑地計画学研究室）

テーマ：2022年の自然公園

（公園法改正、アフターコロナ、ポスト2020）

方式：ZOOMによるリモート講演会

申込み：件名を「特別講演会への参加」として
いただき、氏名、所属、電話番号、メールアドレス（必須）を記入のうえ、下記までメールにてお申し込みください。

（締切：8月12日13時）

（一社）自然環境共生技術協会 海津 悦子

necta-1@necta.jp

<NECTA 関連環境省人事異動情報>

○6月15日付け

・自然環境整備課補佐←石鍋健（沖縄整備課補佐）

○7月1日付け

【環境本省自然環境局・課長補佐級以上】

・退職←鳥居敏男（自然環境局長）
・自然環境局長←奥田直久（長崎税関長）
・自然環境計画課長←堀上勝（環境影響評価課長）
・自然環境情報分析官←秀田智彦（中部所長）
・国立公園利用推進室長←岡野隆宏（温泉室長）
・温泉地保護利用推進室長←北橋義昭（外来室長）
・外来生物対策室長←大林圭司（北海道次長）
・希少種保全推進室補佐←谷垣佐智子（国交省）
・自然環境計画課補佐←高橋啓介（IGES）
・国立公園課補佐←野川裕史（福島仮置場課長）

【地方環境事務所等・課長級以上】

・中部地方環境事務所長←築島明（宮内庁庭園課長）
・北海道事務所次長←福井智之（北海道公園課長）
・北海道事務所野生課長←太田貴智（東北野生課長）

○7月5日付け

・環境影響評価課長←西村学（奈良県）

○8月1日付け

【環境本省自然環境局・課長補佐級以上】

・自然環境局調査官←長田啓（動愛室長）
・動物愛護管理室長←野村環（動愛室補佐）
・動物愛護管理室補佐←田村努（阿蘇所長）
・野生生物課長←則久雅司（再生循環局参事官）
・鳥獣保護管理室長←東岡礼治（沖縄奄美所長）
【地方環境事務所等・課長級以上】
・退職←安田直人（北海道所長）
・退職←中野圭一（京都御苑所長）
・北海道地方環境事務所長←櫻井洋一（近畿所長）
・近畿地方環境事務所長←関根達郎（内閣官房）
・釧路事務所長←川越久史（鳥獣室長）
・沖縄奄美事務所長←宇賀神知則（新宿御苑所長）
・新宿御苑所長←曾宮和夫（技術室長）
・京都御苑所長←酒向貴子（四国所長）
・四国所長←常富豊（中四国次長）
・阿蘇所長←三宅悠介（本省公園課補佐）

《編集後記に代えて》

当協会名誉会長 高橋 裕 殿（享年94歳）におかれましては、令和3年5月26日にご逝去されました。

生前に賜りましたご厚誼に厚く御礼申し上げますとともに、ここに謹んでお知らせいたします。高橋名誉会長は、平成16年の当協会の発足とともに初代の会長に就任され、その後、平成21年に会長を退任され名誉会長に就任されました。

当協会の設立にあたり多大なるご尽力をいただき、その後も当協会が直面したさまざまな課題や取組みについて多くの貴重なご意見、ご指導を賜り、これまでの当協会の運営に多大なご貢献を果たされました。

高橋名誉会長のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族には心よりお悔やみ申し上げます。



平成21年6月17日会長として最後の総会にてご挨拶
同日の最終特別講演会
「自然環境共生技術と開発」
—自然への理解に基づく
国土哲学の提唱—

広報委員長 市原信男

なお、高橋先生の思い出などについて、当協会設立にあたり高橋先生に会長をお引き受けいただくなど多大なご尽力をいただいた元環境省自然環境局長の小野寺浩氏にご寄稿いただきました。次ページに掲載いたします。

高橋 裕 名誉会長 を悼む



反骨の人だった。頑なというのではなく、技術家らしい合理的精神に裏打ちされた柔軟な人格だった。

河川工学と水問題の第一人者であった。東大教授だから、河川にかかる研究と行政を背負っていたが、そういう権力的な気配を感じたことはない。

初めてあったのは私が係長時代の1983年、上高地の5省庁共同調査で環境庁（当時）の委員を頼みに行った時だった。東大の薄暗い研究室で説明し、すぐ引き受けてもらった。日本を代表する景観地の保全と、しばしば氾濫する梓川の治水対策をどう調整するかという大問題である。委員になったのは、彼自身の問題意識と重なるものがあったのだろうか。

熊本の北の県境、小国町に下笠ダムがある。筑後川の上流のこのダムは、ダム建設反対運動で一躍有名になった。1953年6月の大水害をきっかけにダム建設計画が持ち上がった。しかし地元の反対派は、建設予定地に50m×300mの巨大な小屋をつくって籠城した。この小屋は蜂の巣城と呼ばれた。解決まで13年掛った。反対運動側が国を訴えたが、その原告側証人に（おそらく助手時代の）高橋さんがなったという話を聞いたことがある。風評かもしれないが、高橋さんならいかにもありそうな話だ。

司馬遼太郎との対談（1975年）で武田信玄の信玄堤に触れ、「堤防だけが優れているのではなく、周辺一帯の治水方式が立派だ」、さらに「治水工事で移転を余儀なくされた住民には一生税金を課さないなど、極めて綿密な政治的配慮が治水技術と一体になっている」と、治水には住民との連帯がもっとも重要であることに言及している。ダムに過大に頼るのではなく、流域全体の「総合治水」が基本であり、実施には住民の理解が必須だという彼の信念を信玄に託したと思われる。

2002年、新しい生物多様性国家戦略をつくる際、いくつかのことを決意して臨んだ。その一つが自然再生であった。それまでは、人為を排除してそっとしておくことが正しい自然保護思想であった。それに対して、人間が過度に開発した自然を回復、修復することも自然保護であるという考えである。自然保護NGOとは大議論になり、予算要求では大蔵省主計局（当時）に3ヶ月出入り禁止になった。これらは何とか乗り越えたが、新しい分野の技術を確立する必要がある。河川局、港湾局、農村振興局などとも相談して、技術屋集団（自然環境共生技術協会）をつくることにした。2004年、そのリーダーに頼んだのが高橋さんだったのである。この人しかいないというのが私の気持ちだった。

高橋さんの半世紀に及ぶ河川思想の展開と実績が評価されて、日本国際賞を受賞したのは2015年、88才の時だった。

小野寺 浩

元環境省自然環境局長

（公財）屋久島環境文化財団理事長

大正大学客員教授

(巻末資料)

令和3年度 事業計画

(令和3年7月1日から令和4年6月30日まで)

1. 基本方針

今日、自然と共生する社会の実現への取り組みは広範な分野で進められており、多様な自然環境の保全、創出、再生、自然とのふれあい等に関する事業の円滑な推進と、これらに必要な自然環境共生技術に関する研究開発が求められている。

当協会は、このようなニーズに対応し自然環境共生技術の調査・研究を担う技術者集団としてこれまで長年にわたり継続的な活動を行ってきたところであるが、昨年来の新型コロナウイルス感染拡大により、例えばこれまで対面形式で実施してきた研究会や技術セミナーの開催が困難となるなど、協会活動全般にさまざまな影響を受けた。一方、対面形式からオンライン形式による研究会や講習会の開催に移行することにより、これまで参加しづらかった地方会員もオンラインにより参加しやすくなり参加人員が増加するなど新たな状況も生じている。コロナ禍の中においても、協会活動をこれまでどおり維持していくとともに、オンラインの活用などにより協会活動の再活性化につなげていくことが重要であると認識している。

自然環境共生技術に求められるニーズは近年、ますます幅広くなりつつある。2050年カーボンニュートラルに向けて脱炭素社会への取り組みが求められ自然公園でもゼロカーボンパーク等の取り組みに着手され、また、地域主体の自然体験アクティビティ推進等を図るための自然公園法改正が成立し、さらに、本年10月の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択が予定されている新たな生物多様性戦略目標に対応するなど、新たな取り組みが求められている。当協会はこれまで、自然環境共生技術に関するさまざまな調査研究、技術力の向上、人材の育成及び国内外の情報の収集・整備等を積極的に推進してきたところであるが、今後とも現下の自然環境共生に係るさまざまな状況を踏まえ、自然環境共生技術のさらなる進展に寄与していくものとする。

また、これらの成果を集積・発信することを通じて、広く関係機関や一般国民との連携、交流を促進し、当協会の役割のさらなる増進に努める。

2. 調査研究

自然環境共生に関する総合的、実践的技術の集積・確立、自然再生に関する順応的管理手法の考え方に基づく技術の集約と研究開発、生物多様性保全の取組を推進するための生態系ネットワークに関する技術の研究開発、自然とのふれあいに関する調査研究等について、会員相互の技術交流等積極的な参画のもと、学識者等専門家の指導、協力を得て推進する。また、新たな研究テーマを発掘するための検討及び中長期的な視点からの萌芽的な課題の方向性などを検討する。

(1) 自然とのふれあい技術研究

自然とのふれあいを促進するための自然公園等施設の整備及び維持管理に関する技術の集積と体系化、並びに自然公園等における適切な利用推進のあり方についての調査研究を進める。

(2) 自然再生技術研究

「自然再生事業ガイドライン」の活用を推進するとともに、さらなる自然再生に関する技術の集積、向上を図る。また、これまで進めてきた自然保護や自然再生の成果がさらに広がりポスト2020目標が達成されるよう、調査研究活動を進める。

(3) 生物多様性保全技術研究

「生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図る」ため、生物多様性国家戦略・地域戦略や関連諸計画等に示された生物多様性確保の考え方、生物多様性保全に係る自然再生創出等の具体的な技術、CSR活動及び地域連携の取組み、生物多様性の主流化に向けた動きについて調査研究を進める。

(4) 受託調査研究の拡充

蓄積された研究活動の成果等を活用し、当協会の目的に沿って適切な受託調査研究事業を拡充する。

(5) 技術セミナー及び自然環境共生技術研究会の開催

技術情報を幅広く収集し、共有するため、環境省等と連携を図りながら、「技術セミナー」や「自然環境共生技術研究会（CoNECT：Conference On Nature Environment Coexistence Technology）」を今後も継続して開催していく。

3. 技術力の向上と人材育成

自然環境共生技術に係る調査・解析・評価、事業に係る調査・設計・施工・管理等に関する知見・技術の習得、普及及び継続教育による人材の育成に努める。また、必要に応じて講演会、講習会等を広く一般にも公開することとする。

- (1) 幅広い自然との共生を目指す技術や総合的な観点から新たな研究開発や知見を習得するため、学識経験者、行政経験者及び関係省庁等による講演会・講習会を実施する。
- (2) 協会における自然環境共生の研究成果等に関する技術発表会、シンポジウム、セミナー等を実施する。
- (3) 現場を踏まえた実践的立場から自然環境共生に関する実施事例見学会を実施する。
- (4) 行政、学識経験者、関係団体等との自然環境共生に関する技術交流を推進する。
- (5) 技術士試験（環境部門）における第二次試験受験講習会を実施する。
- (6) 造園 CPD 制度に参画し、自然環境共生技術に関する技術者の継続教育を実施する。

4. 広報及び情報収集と発信

自然環境共生技術の広報活動を行うとともに、自然環境共生技術に関する国内及び国外における情報の収集、整備並びに図書の刊行等情報の発信を図る。

- (1) ニュースレターを年4回発行する。
- (2) パンフレット及び会員名簿の改訂を行い、会員及び関係機関に配布する。
- (3) 関係機関が行うシンポジウム、セミナー等事業に関する情報を提供する。
- (4) 自然環境共生技術に関する内外の情報を収集、整備し広く発信する。
- (5) ホームページの定期的更新を行い、常に新しい情報を発信する。
- (6) 調査研究成果を発刊する。

5. 今後の協会運営に向けた対応等

当協会は、平成28年度（平成29年6月）をもって公益目的支出計画の期間が終了したところであるが、協会活動の継続性を維持するため、引き続き、事業の中心となる調査研究活動及び技術力の向上と人材育成の活動に自主的に取り組むとともに、様々な分野の学識経験者や専門家との連携強化を図り、行政、関係団体、一般の方々等が参加しやすい組織運営を図る。また、一般社団法人として、当協会の今後の運営基盤や財政基盤の強化を図るための施策について、引続き検討を深めていくものとする。

令和3年度 収支予算

参考 令和3年度収支予算（正味財産増減計算書）
（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）

（単位：円）									
科 目	令和3年度予算（案）			令和2年度予算			比較増減（予算増減）		
	自然環境 共生事業 会計	法人会計	合計(A)	自然環境 共生事業 会計	法人会計	合計(A)	自然環境 共生事業 会計	法人会計	合計(A)
経常増減の部									
（1）経常収益									
①受取入会金		100,000	100,000	-	100,000	100,000	-	-	-
受取入会金		100,000	100,000	-	100,000	100,000	-	-	-
②受取会費		6,880,000	6,880,000	-	6,880,000	6,880,000	-	-	-
正会員受取会費		6,800,000	6,800,000	-	6,800,000	6,800,000	-	-	-
特別会員受取会費		30,000	30,000	-	30,000	30,000	-	-	-
個人賛助会員受取会費		50,000	50,000	-	50,000	50,000	-	-	-
③事業収益									
自然環境共生事業	16,100,000		16,100,000	21,600,000	-	21,600,000	-5,500,000	-	-5,500,000
受託事業	15,000,000		15,000,000	20,000,000	-	20,000,000	-5,000,000	-	-5,000,000
普及事業	600,000		600,000	600,000	-	600,000	-	-	-
セミナー等	450,000		450,000	450,000	-	450,000	-	-	-
その他事業収入	150,000		150,000	150,000	-	150,000	-	-	-
助成金事業	500,000		500,000	1,000,000	-	1,000,000	-500,000	-	-500,000
④雑収益		203,000	203,000	-	203,000	203,000	-	-	-
受取利息		3,000	3,000	-	3,000	3,000	-	-	-
雑収益		200,000	200,000	-	200,000	200,000	-	-	-
経常収益計	17,200,000	7,183,000	24,383,000	21,600,000	7,183,000	28,783,000	-4,400,000	-	-4,400,000
（2）経常費用									
①事業費									
給与手当	4,000,000	-	4,000,000	4,000,000	-	4,000,000	-	-	-
嘱託研究費	9,000,000	-	9,000,000	12,000,000	-	12,000,000	-3,000,000	-	-3,000,000
役員費	400,000	-	400,000	400,000	-	400,000	-	-	-
会議費	800,000	-	800,000	800,000	-	800,000	-	-	-
旅費交通費	1,000,000	-	1,000,000	1,300,000	-	1,300,000	-300,000	-	-300,000
通信運搬費	500,000	-	500,000	800,000	-	800,000	-300,000	-	-300,000
減価償却費	10,000	-	10,000	10,000	-	10,000	-	-	-
什器備品費	100,000	-	100,000	100,000	-	100,000	-	-	-
機器リース料	200,000	-	200,000	180,000	-	180,000	20,000	-	20,000
印刷製本費	800,000	-	800,000	800,000	-	800,000	-	-	-
図書資料費	10,000	-	10,000	50,000	-	50,000	-40,000	-	-40,000
資材購入費	50,000	-	50,000	100,000	-	100,000	-50,000	-	-50,000
事務用品費	80,000	-	80,000	100,000	-	100,000	-20,000	-	-20,000
水道光熱費	70,000	-	70,000	90,000	-	90,000	-20,000	-	-20,000
借室料	2,200,000	-	2,200,000	2,200,000	-	2,200,000	-	-	-
諸謝金	50,000	-	50,000	200,000	-	200,000	-150,000	-	-150,000
租税公課	400,000	-	400,000	400,000	-	400,000	-	-	-
雑費	500,000	-	500,000	500,000	-	500,000	-	-	-
事業費計	20,170,000	-	20,170,000	24,030,000	-	24,030,000	-3,860,000	-	-3,860,000
②管理費									
給与手当	-	1,600,000	1,600,000	-	1,600,000	1,600,000	-	-	-
法定福利費	-	20,000	20,000	-	30,000	30,000	-	-10,000	-10,000
福利厚生費	-	10,000	10,000	-	40,000	40,000	-	-30,000	-30,000
会議費	-	200,000	200,000	-	500,000	500,000	-	-300,000	-300,000
旅費交通費	-	50,000	50,000	-	150,000	150,000	-	-100,000	-100,000
通信運搬費	-	150,000	150,000	-	150,000	150,000	-	-	-
減価償却費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
什器備品費	-	50,000	50,000	-	20,000	20,000	-	30,000	30,000
機器リース料	-	50,000	50,000	-	60,000	60,000	-	-10,000	-10,000
印刷製本費	-	100,000	100,000	-	150,000	150,000	-	-50,000	-50,000
図書資料費	-	5,000	5,000	-	10,000	10,000	-	-5,000	-5,000
事務用品費	-	40,000	40,000	-	50,000	50,000	-	-10,000	-10,000
水道光熱費	-	50,000	50,000	-	60,000	60,000	-	-10,000	-10,000
借室料	-	1,200,000	1,200,000	-	1,200,000	1,200,000	-	-	-
諸謝金	-	150,000	150,000	-	200,000	200,000	-	-50,000	-50,000
租税公課	-	100,000	100,000	-	100,000	100,000	-	-	-
支払負担金	-	30,000	30,000	-	30,000	30,000	-	-	-
雑費	-	400,000	400,000	-	400,000	400,000	-	-	-
管理費計	-	4,205,000	4,205,000	-	4,750,000	4,750,000	-	-545,000	-545,000
経常費用計	20,170,000	4,205,000	24,375,000	24,030,000	4,750,000	28,780,000	-3,860,000	-545,000	-4,405,000
当期経常増減額	-2,970,000	2,978,000	8,000	-2,430,000	2,433,000	3,000	-540,000	545,000	5,000
当期一般正味財産増減額			8,000			3,000	-	-	5,000
一般正味財産期首残高			16,173,993			16,170,993	-	-	3,000
一般正味財産期末残高			16,181,993			16,173,993	-	-	8,000